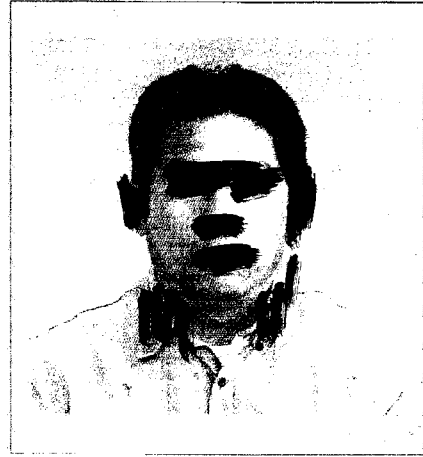


仮放免許可書

PERMIT FOR PROVISIONAL RELEASE

出入国管理及び難民認定法第54条第2項の規定により、
仮放免します

Under the provision of Article 54, Paragraph 2, of
the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act,
the person mentioned below is hereby accorded Provi-
sional Release.



1 氏名 KUSAMAM, PUNHHA 男 Male
Name Last First Middle

2 生年月日 19 年 月 日
Date of Birth Year Month Day

3 国籍 タイ
Nationality

4 居住地 茨城県古河市 アパート 番地
Present Address in Japan

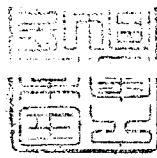
5 仮放免の条件:裏面に記載のとおり。
Conditions of Provisional Release : As indicated on the back hereof.

法務省
Ministry of Justice

東京入国管理局主任審査官
Supervising Immigration Inspector of
Tokyo Immigration Bureau

[Redacted Signature]

署名
Signature



仮放免の条件
Conditions of Provisional Release

- (1) 指定住居
The designated place of stay

表記居住地に同じ

- (2) 行動範囲
The area of movement

指定住居の都道府県及び東京入国管理局に出頭の際の経路

- (3) 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。
When you are requested to appear, you must appear on the date and at the place as indicated in such a request.

- (4) 仮放免の期間
Period of Provisional Release 認定若しくは判定の確定若しくは裁決結果の告知又は
法第61条の2の4第1項の許可を受けるまで

- (5) その他
Others

注 意
Remarks

ア 指定住居を変更するときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

If you want to change the designated place of stay, you must obtain in advance the approval of the Director of Immigration Detention Center or the Supervising Immigration Inspector.

イ 旅行等の理由により行動範囲を拡大する必要があるときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

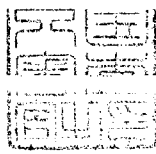
If you want to make an excursion outside the area mentioned in (2) above, you must obtain in advance the approval of the Director of Immigration Detention Center or the Supervising Immigration Inspector.

ウ 上記の条件に違反したときは、仮放免を取り消し、保証金の全部又は一部を没取することがあります。

Failure to observe the conditions mentioned above shall cause the cancellation of the permission and the confiscation of whole or a part of bond.

エ 出頭の際は、本許可書を持参してください。

On your appearance, this permit shall be carried.




注 意

仮放免許可を受けた方は、同許可書裏面に記載された注意事項及び以下の注意事項を守ってください。

- 1 行動範囲は、指定住居の属する都道府県に限ります。やむを得ず旅行等をする場合には、あらかじめ出頭し、一時旅行許可申請書を本人が提出して主任審査官の承認を受けなければなりません。
- 2 指定居住地を変更する場合は、あらかじめ出頭し、指定住居変更許可申請書を本人が提出して主任審査官の承認を受けなければなりません。
- 3 指定された日時に出頭の上、口頭又は文書をもって、状況を報告して仮放免許可書に確認印を受けてください。(出頭日時は下記のとおり)
その他の場合で出頭を命ぜられたときも、指定された日時、場所に出頭しなければなりません。
- 4 指定居住地が当局管轄区域外の場合は、当該指定居住地に到着後、速やかに管轄の入国管理局に到着届を提出しなければなりません。

出 頭 確 認 欄

指示係官	出頭指示日時	確認印	指示係官	出頭指示日時	確認印	指示係官	出頭指示日時	確認印
	200●●●● 11時00分まで			11時00分まで			11時00分まで	
	11時00分まで			11時00分まで			11時00分まで	
	11時00分まで			11時00分まで			11時00分まで	
	11時00分まで			11時00分まで			11時00分まで	
	11時00分まで			11時00分まで			11時00分まで	
	11時00分まで			11時00分まで			11時00分まで	
	11時00分まで			11時00分まで			11時00分まで	
	11時00分まで			11時00分まで			11時00分まで	
	11時00分まで			11時00分まで			11時00分まで	
	11時00分まで			11時00分まで			11時00分まで	
	11時00分まで			11時00分まで			11時00分まで	
	11時00分まで			11時00分まで			11時00分まで	
	11時00分まで			11時00分まで			11時00分まで	

【東京入国管理局】

仮放免許可書について

- 氏名，生年月日，国籍，居住地を確認してください。
- 外出時は仮放免許可書を必ず携帯してください。
- 紛失した場合は最寄りの警察署に届け出をし，早急に東京入国管理局へ申告してください。
- 許可書の裏面に記載されている条件に従ってください。

・指定住居

表記居住地に同じ

※ 転居を予定している場合には事前にお知らせください。指定住居変更許可申請が必要となります。

・行動範囲

居住地の都道府県内及び東京入国管理局への経路

※ 行動範囲を超える予定がある方は事前に一時旅行許可申請が必要となります。

例) 居住地が埼玉県の方

東京入国管理局以外の東京都内，千葉県，神奈川県等

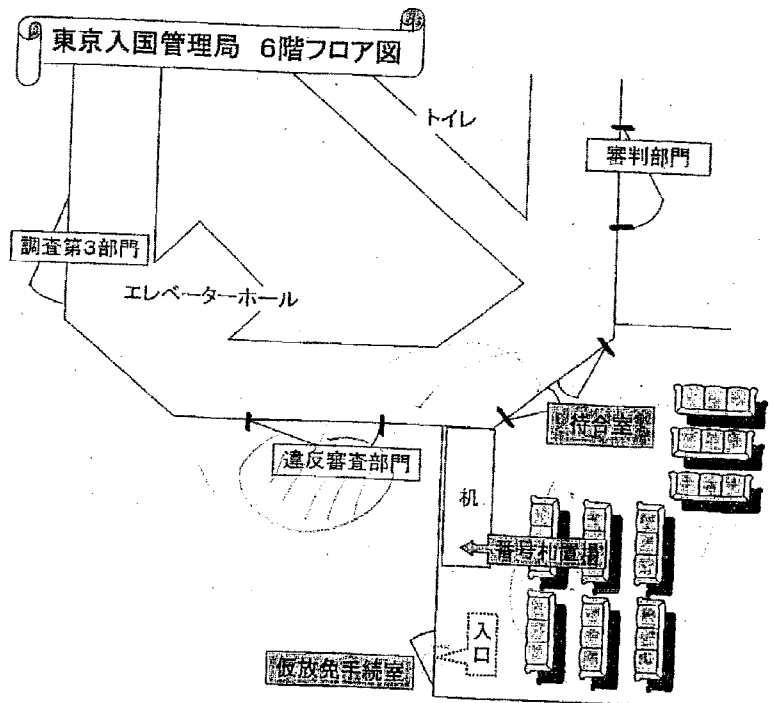
・出頭日

仮放免許可書の二枚目の出頭確認欄に指示されている日時に出頭し，仮放免手続室の前の番号札を取ってお待ちください。自分の番号札が呼ばれたら手続室にお入りください。

※ 出頭確認日以外で呼び出しがあった場合はその指示に従ってください。

・仮放免期間

審査の結果が出るまで



東京入国管理局 違反審査部門 仮放免

